

## 令和6年度岐阜市住民税非課税世帯支援給付金 申請書（請求書）

（あて先）岐阜市長

申請日 令和 年 月 日

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、給付金の支給を申請します。また、本申請内容に相違がないことを申し添えます。

### 1. 申請・請求者（世帯主）（本人確認書類の写し（コピー）を添付してください）

（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 ー 電話番号 ( )

### 2. 申請者が属する世帯の状況 ※世帯員数が記入欄を超える場合は、この申請書を複数枚使用してください。

- 令和6年12月13日時点の世帯のすべての構成員（別世帯だが扶養している18歳以下の子ども（平成18年4月2日以降に出生した者）を含む）について記入してください。
- 令和6年1月1日時点の住所が岐阜市外の場合は、該当の方全員の令和6年1月1日時点にお住まいの市区町村が発行する令和6年度の住民税非課税（または課税）証明書を提出してください。証明書の提出がない場合、支給を受けることができません。

No.	（フリガナ） 氏名	申請者との 続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所が岐阜市外の場合 令和6年1月1日時点の住所	令和6年度 住民税 課税状況
1	(申請者)	本人	/		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

- 令和6年12月14日以降に生まれた新生児がいる場合は、記入してください。

No.	（フリガナ） 新生児の氏名	申請者との 続柄	生年月日	現住所 (別世帯の場合のみ記入してください)
1			令和 年 月 日	

### 3. 受取口座（受取口座が確認できる書類の写し（コピー）を添付してください）

- 原則、1. の申請・請求者の口座とします。長期間入出金のない口座は記入しないでください。

金融機関名	支店名	口座 種別	口座番号 (右詰め)	口座名義 (カタカナ) 通帳の表記に合わせて記入してください
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通 当座		
ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上か、キャッシュカードに 記載された記号・番号を記入してください。		通帳記号 6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰め)	口座名義 (カタカナ) 通帳の表記に合わせて記入してください
		1	0	

（注）金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座振込により受け取りができない方は、岐阜市住民税非課税世帯支援給付金コールセンター（電話番号0120-176-019）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

#### 4. 代理申請（受給）を行う場合

※代理申請（受給）を行わない場合は、記入不要です。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人 生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 _____ 電話番号 (____) _____
上記の者を代理人と認め、 住民税非課税世帯 支援給付金の			申請・請求者（世帯主）署名 ※署名に代えて記名押印することもできます。	
申請・請求 受給 申請・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法は選択不要です。	

- 代理申請（受給）が可能な方
- ①同一世帯員：令和6年12月13日時点の表面の1. 申請・請求者（世帯主）の属する世帯の世帯構成員
  - ②法定代理人：未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人もしくは補助人または親権者（同一世帯員以外の親権者）
  - ③その他：親族その他の平素から表面の1. 申請・請求者（世帯主）本人の身の回りの世話をしている方等で岐阜市長が特に認める方

#### 【誓約・同意事項】

以下のすべての事項について確認し、誓約・同意します。（□に✓をしてください。）

- 岐阜市住民税非課税世帯支援給付金（以下「給付金」という。）について、次の支給要件のすべてに該当します。  
【支給要件】
- ①
    - ア 令和6年度住民税非課税世帯である。
    - イ 令和6年度の住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。  
(注)住民税の取り扱いとして扶養親族等であるかわからないときは、両親や子ども等、ご家族に確認してください。
    - ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている者はいない。
    - エ 日本国外で生活していた者で、令和6年1月2日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者のみで構成される世帯ではない。
  - ② 世帯の中の18歳以下の子ども（別世帯だが扶養している18歳以下の子どもを含む）は、全員私と生計を同じくしており、生計を別にしている子どもや施設に入所している子どもは含まれていません。
  - ③ 世帯の中に、住民税の課税対象となる所得があるのに未申告である者はいません。
  - ④ 岐阜市以外の市区町村が行う令和6年度住民税非課税世帯を対象とした給付金等（3万円（子ども1人当たり2万円）を目安とするもの）の支給を受けた世帯またはその世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
  - ⑤ 岐阜市が給付金の支給要件の該当性を審査等するために必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、または提供することに同意します。
  - ⑥ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
  - ⑦ この申請書は、給付金の支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
  - ⑧ 支給決定後、この申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、岐阜市が定める期限までに、申請・請求者に連絡や確認ができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
  - ⑨ 給付金の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、速やかに給付金を返還します。

#### 【提出書類チェックリスト】

《提出が必要な書類》

- ❖ **【本書】令和6年度岐阜市住民税非課税世帯支援給付金申請書（請求書）** .....
- ❖ **申請・請求者（世帯主）の本人確認書類の写し（コピー）**  
表面1. の申請・請求者のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等の住所・氏名が確認できる部分の写し（コピー）。いずれか1点を提出してください。 .....
- ❖ **口座確認書類の写し（コピー）**  
通帳やキャッシュカード等、表面3. 受取口座に記入した受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カタカナ）が確認できる部分の写し（コピー） .....
- 《表面2. において令和6年1月1日時点の住所が岐阜市以外の市区町村となる方がいる場合》
- ❖ **該当の方全員分の令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税（または非課税）証明書』** .....
- 《令和6年12月13日時点で、別世帯に扶養している子どもがいる場合》
- ❖ **申請・請求者との関係がわかる『戸籍謄本』（発行からおおむね3か月以内）**  
岐阜市以外の市区町村に住民登録のある子ども全員分が必要です。 .....
- 《令和6年12月13日時点で岐阜市に住民登録があり、12月14日以降に転出し、転出後に出生した子どもがいる場合》
- ❖ **転出後に出生した子どもの『住民票の写し』** .....
- 《裏面4. において代理申請（受給）を行う場合》
- ❖ **代理人の本人確認書類の写し（コピー）**  
代理人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等の住所・氏名が確認できる部分の写し（コピー）。いずれか1点を提出してください。 .....
- ❖ **申請・請求者と代理人との関係性が確認できる書類（同一世帯員が代理申請する場合は不要）** .....   
法定代理人の方は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書等の写し（コピー）を提出してください。

※世帯の状況によっては、別に戸籍謄本、住民票の写し等、申請・請求者の世帯の状況が確認できる書類の提出を求めることがあります。  
※記入もれや提出書類の不備はありませんか。（記入もれや提出書類の不備がある場合は支給を受けることができません。）